

桂坂学区自主防災会 けやき自主防災部，防災行動計画

第1条 目的

京都市内に走る活断層（花折断層系，西山断層系，黄蘗断層系）は，今活動期にあると言われて
います。私たちの居住地は，西山断層系（榎原断層・西山断層・亀岡断層）に囲まれる地域事
情にあり，この活断層の地震が発生すれば少なからず相応の被害発生が予測されます。

この計画は，地震及び，土砂災害等を含む自然災害時の被害を最小限に留めるとともに，復旧
までの間極力人間らしい生活を営むことが出来るよう，けやき自主防災部の住民が取るべき行動
を計画し，また，大地震等に備えて予め準備しておくべき事項を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

けやき自治会地域内とする。

第3条 平常時の防災活動

(1) 役員会議の開催

ア 自主防災部長は，年度当初に自主防災部役員による役員会議を開催しなければならない。
（自治会の役員会・運営会議議時などを充てる）

イ 役員会議における審議事項等

- ・ 当年度における自主防災行事の日程及び内容並びに自主防災活動に関する計画。
- ・ けやき自治会館の防災器材格納庫に備蓄されている防災器材の品目，数量状態等の確認。
- ・ 当年度における防災器材の購入，補充又は更新に関する計画。
- ・ 災害発生時の自主防災活動内容の検討及び防災訓練に関する事。
- ・ 自主防災活動の記録，及び住民への広報に関する事。
- ・ その他必要な事項。

(2) 自主防災会総会及び幹事会への出席。（会長又は副会長）

(3) 自主防災会が主催する防災行事（リーダー養成研修会等）への参加。

(4) けやき自主防災部の自主防災行事は，4～10月に行う。

(5) 桂坂学区総合防災訓練（11月上旬）への参加。

(6) 桂坂消防分団の消防出初式（1月中旬）への参加。

(7) 防災器具（屋外消火器等）の整備に関して，各年度の自治会予算を勘案しながら計画的に 推進する。

(8) 大災害発生時の課題の検討と解決。

ア 出火防止対策に関する事。

イ 電気・ガス・水道が停止した場合の対策に関する事。

ウ 地震発生時及びその後の被災生活時における高齢者世帯等への援助方策に関する事。

エ けやき自主防災部の本部となる自治会館及び防災器材格納庫に関する事。

オ 震災後のトイレ対策に関する事。

カ 家具の転倒防止に関する事。

キ 医療，救急処置，消防，防災，土木，建築，電気，ガスその他地震等の災害が発生した
場合に必要となる事項に関する知識，技能を有する当地域の住民のリストアップ及び
協力体制の整備に関する事。

ク 地震発生後の防災部の行動手順に関するチェックリストの作成に関する事。

ケ その他防災部が必要と認める事。

(9) 当該地域で火災が多発した場合は，緊急役員会議を開催して，夜回りなどの対策を検討し 計画実施する。

第4条 大地震発生直後の行動活動

大地震が発生した場合の、けやき住民の行動及び班長の活動、並びに防災部の活動は以下のとおりとする。

(1) 住民の行動手順

- ア 地震時家にいた家族は、相互に状況を確認しあう。
- イ 火災が発生していたら、まず消火を試みる。
- ウ 家具等の下敷きになっている家族等を助け出す。
- エ 応援が必要な場合は、活動しながら大声で助けを求める。
- オ 脱出に成功したら、大声で隣近所の人々と状況を確認しあう。
- カ 家族等が取りあえず無時であった人は、隣近所で助けを求めている人を応援する。
(班～自治会単位の協力)
- キ 応答のない家については、玄関戸をたたいたり大声で呼びかけたりして積極的に状況を確認する。特にお年寄りだけの家庭などは必ず確認する。
- ク 負傷している人がいる場合は、取りあえず隣近所で助け合って手当をする。
- ケ 隣近所に急を要する救助、消火などの事態がなくなったら、手のあいている人(大人)は声をかけあって、出来るだけ早く自治会館の防災部本部に集結し、
防災部本部の指示に従って、消火、救助、応急手当、出火防止などの必要な活動にあたる。

(2) 班長の活動

班長は、各班の状況を取りまとめて、とにかく出来るだけ早く自治会館の本部に行って、その状況を防災部本部に連絡する。

自治会館に行く途中で、建物の損壊状況や火災・ガス漏れの発生、水道管の破裂等に注意し、異状があれば防災部本部に連絡する。

(3) 防災部本部の活動

防災部本部は、防災部役員(防災部長・防災副部長・各専門班役員)が運営する。

防災部役員は、家族等が取りあえず無事であった場合、出来るだけ早く自治会館に集結し、防災部本部を開設する。

防災部役員は、防災本部を統括し以下の活動を行う。

- ア 救出や消火の応援。
- イ 消火、救助、救急用具の貸出。
- ウ 消防への通報、連絡及び到着した消防隊等への状況説明。
- エ 報告がない班の状況確認、手伝える人の増強・確保。
- オ 重傷者のいる隣組の手当の応援。
- カ 運ばれてきた負傷者の手当。
- キ 重傷者の病院への搬送と記録。
- ク 避難所の開設及び誘導。
- ケ 避難所生活のリーダーシップ。
- コ 全住民の安否状況、所在状況リストの作成。
- サ 地域内外の状況と把握。
- シ 京都市・区防災本部との連絡体制。
- ス 自主防災会本部との連絡体制。
- セ 収集、整理した情報の広報。
- ソ 各種記録の作成。

第5条 局地的大雨等に対する対策

地震災害を始めとする、あらゆる災害発生時における町内の安全確認及び区役所等が発令する避難指示等を円滑に伝達できるように連絡網を整備し、被害を最小限に食い止めるようにする。
なお、この連絡網は変更時、速やかに差し替えるものとする。

以上

本行動計画は、西京消防署の指導の元に作成され、平成19年度より会則に織り込んだ。